

利用者各位

こども未来部こども家庭支援課

児童館利用申請書について

日頃より、江東区児童館事業の運営にご理解、ご協力をいただき大変有難うございます。

さて、江東区には18の児童館があり、遊戯室・図書室・集会室などの施設で、0歳から18歳未満の児童が、自由に楽しく遊ぶことができます。（乳幼児は保護者の付き添いが必要です。）

災害やこどもたちのケガ、緊急時の保護者の方等との連絡のため、児童館の利用にあたっては、児童館利用申請書を提出していただきます。

児童館利用申請書は、緊急時の連絡以外には使用いたしません。主旨をご理解の上、児童館利用申請書の記入と提出をお願いいたします。

(※乳幼児の利用も大規模災害等に備え、児童館利用申請書の提出をお願いしています。)

～児童館の利用について～

- ・利用する各児童館に児童館利用申請書を提出して下さい。

(小学生までは、保護者の方がご記入の上、なるべく保護者の方が提出してください。)

- ・児童館では、児童館利用申請書を受け取り、利用者カードを作成しお渡しします。

こども家庭支援課こども家庭係

電話 (3647) 9230

※裏面の「～お知らせとお願い～」もご覧ください。

キリトリ

別記第1号様式(第3条関係)

※提出先：利用する児童館

児童館利用申請書

記入日	20	ねん	が	つ	に	ち	日
ふりがな							おとこおんな
児童氏名							男・女
生年月日	20	ねん	が	つ	に	ち	う
		年	月	日	生まれ	ねん	れい
						年齢	歳
保護者氏名							
住所							
電話	—						
	(自宅・母携帯・父携帯・その他)						
緊急連絡先	ふりがな						
	氏名	つづきから 続柄()					
	でんわ ばんごう (じょうき いがい)			電話番号(上記以外で			
	につちゆう れんらく			日中 連絡がつくところ)			
	—						
	(母携帯・父携帯・その他)						

(乳幼児用)

*この欄は児童館で 記入します。	
東砂第二児童館	
登録番号	2022—
備考	